

内閣府告示第六百九十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第四十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年十一月二十二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 紋別市並びに北海道紋別郡湧別町、滝上町、興部町及び雄武町

二 構造改革特別区域の名称 オホーツク紋別地域外国人研修生受入れ特区

三 構造改革特別区域の範囲 紋別市並びに北海道紋別郡湧別町、滝上町、興部町及び雄武町の全域

四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外

国人研修生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

内閣府告示第六百九十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年十二月四日内閣府告示第八百三十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年十一月二十二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 喜多方市
- 二 構造改革特別区域の名称 喜多方市小学校農業教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 喜多方市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第六百九十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年十一月二十二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 栃木県、大田原市及びさくら市
- 二 構造改革特別区域の名称 喜連川社会復帰促進センター等PFI特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 栃木県の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業（五一〇）及び特定刑事施設における病院等の管理の委託促進事業（五一―及び九二九）

内閣府告示第六百九十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年七月二十六日以内閣府告示第五百三十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年十一月二十二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県
- 二 構造改革特別区域の名称 ちばeビジネス振興・IT基盤人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 千葉県の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一三三、一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三

二(一四一、四一六)

内閣府告示第六百九十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年七月二十七日内閣府告示第六百十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年十一月二十二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都大田区
- 二 構造改革特別区域の名称 おおた高度IT技術者育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都大田区の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一三三、一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三

二(一四一、四一六)

内閣府告示第六百九十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年七月二十七日内閣府告示第五百九十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年十一月二十二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 国立市
- 二 構造改革特別区域の名称 くにたちIT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 国立市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一三三、一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三



二(一四一、四一六)

内閣府告示第六百九十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第五十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年十一月二十二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山梨県
- 二 構造改革特別区域の名称 やまなしＩＴ人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 山梨県の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一三三、一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三

二(一四一、四一六)

内閣府告示第六百九十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十四日内閣府告示第六十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年十一月二十二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 志摩市
- 二 構造改革特別区域の名称 伊勢志摩インターネット高校特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 志摩市の区域の一部（志摩市阿児町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）及び学校設置会社による学校設置事業（八一六）

内閣府告示第六百九十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百九十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年十一月二十二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 京都府久世郡久御山町
- 二 構造改革特別区域の名称 「久御山っ子」就学前、元気で明るい給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 京都府久世郡久御山町の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

内閣府告示第七百号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年二月二十八日内閣府告示第十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年十一月二十二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 奈良県
- 二 構造改革特別区域の名称 まほろば創生・なら教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 奈良県の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第七百一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十一日内閣府告示第百五十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年十一月二十二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 伊万里市
- 二 構造改革特別区域の名称 伊万里サステイナブル・フロンティア知的特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 伊万里市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）及び研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業（一一二二三）

内閣府告示第七百二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十九年八月七日内閣府告示第六百二十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年十一月二十二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長崎県
- 二 構造改革特別区域の名称 ながさき有害鳥獣被害防止特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市及び西海市並びに長崎県西彼杵郡長与町及び時津町、長崎県東彼杵郡東彼杵町、長崎県北松浦郡小値賀町、江迎町及び鹿町町並びに長崎県南松浦郡新上五島町の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 有



害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（一三〇三）

内閣府告示第七百三三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第六十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年十一月二十二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 那覇市
- 二 構造改革特別区域の名称 なはI T人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 那覇市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一三三、一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三

二(一四一、四一六)